

衆議院法務委員会ニュース

【第 208 回国会】令和 4 年 5 月 11 日（水）、第 14 回の委員会が開かれました。

- 1 刑法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 57 号）
刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案（内閣提出第 58 号）
刑法等の一部を改正する法律案（米山隆一君外 2 名提出、衆法第 31 号）
・古川法務大臣、二之湯国務大臣（国家公安委員会委員長）、津島法務副大臣及び政府参考人並びに提出者米山隆一君（立民）に対し質疑を行いました。
（質疑者）葉梨康弘君（自民）、福重隆浩君（公明）、山田勝彦君（立民）、米山隆一君（立民）、階猛君（立民）、藤岡隆雄君（立民）、前川清成君（維新）、鈴木義弘君（国民）、本村伸子君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

葉梨康弘君（自民）

侮辱罪の法定刑引上げ

- ア 法定刑引上げによる処罰範囲の変更の有無
- イ 法定刑引上げにより通常逮捕が濫用される危険性についての法務大臣の見解
- ウ 侮辱罪による現行犯逮捕の可能性についての法務大臣の所見
- エ 法定刑引上げにより私人逮捕が増加し混乱が生じるとの指摘に対する法務大臣の見解
- オ 法定刑引上げの立法趣旨についての法務大臣の見解
- カ インターネット上の誹謗中傷の被害者に寄り添った相談対応及び事件捜査の必要性についての警察庁の見解
- キ 侮辱罪と正当行為の関係に関する法制審議会における議論

福重隆浩君（公明）

拘禁刑の創設

- ア 拘禁刑創設の意義及び必要性と法制審議会における審議の経緯
- イ 刑務作業に従事している禁錮受刑者の人数及び割合
- ウ 「作業」及び「指導」を条文に明記する理由
- エ 「作業を行わせることが相当でないと認めるとき」の具体的事例
- オ 懲役における刑務作業や矯正指導に費やす時間に係る規定の有無及び拘禁刑において矯正指導に費やす時間が増えることにより作業報奨金の支給額が減少することへの対応
- カ 拘禁刑を創設しても拘留を廃止しない理由
- キ 拘禁刑における指導の具体的内容及び受刑者の意向の反映の有無

山田勝彦君（立民）

（1）侮辱罪の法定刑引上げ

- ア 侮辱罪の法定刑引上げに反対する日本弁護士連合会の意見書に対する法務大臣の見解
- イ 侮辱罪の認知件数が少ない理由

（2）インターネット上の誹謗中傷対策

- ア 侮辱罪の法定刑引上げでは対応できないインターネット上の誹謗中傷による被害を救済するための法案修正の必要性についての法務大臣の見解
- イ インターネット上の誹謗中傷の発信者の特定に係る警察が行う被害者の負担軽減策
- ウ プロバイダ責任制限法による発信者情報の開示要件を緩和する必要性についての法務大臣の見解

- (3) 法定刑を引き上げられた侮辱罪が将来にわたって国家権力による言論弾圧に利用されないと言い切れるか否かについての法務大臣の見解

米山隆一君（立民）

- (1) 侮辱罪
- ア 侮辱罪の告訴の年間受理件数
 - イ 侮辱罪の認知件数及び検挙件数の法改正後の増減の見通しとその根拠についての国家公安委員会委員長の見解
 - ウ 警察が受理した侮辱罪の告訴の処理に要する期間
 - エ 侮辱罪の処罰例や成否の基準についての警察官への周知の有無
 - オ 法改正により侮辱罪の告訴の増加が予想されることを踏まえた警察官の増員予定の有無並びに侮辱罪の成否の基準の作成予定の有無及び当該基準の具体的内容と周知方法
 - カ 「総理はうそつきで顔を見るのも嫌だ、早く辞めればいいのに」との表現について、衆議院議員が発言した場合、評論家がコラムに記載した場合及び店主が客に発言した場合それぞれにおける侮辱罪該当性とその法的根拠についての法務大臣の見解
- (2) 具体的な事例における犯罪の成否
- ア 法務省のウェブサイトに組織的な犯罪の共謀罪とならない具体的な事例が掲載されていることについての法務大臣の見解
 - イ 法務省が現に施行されている罰則の適用に言及することは捜査機関や裁判所に対して不当な影響を与えるおそれがあると主張するのならば、組織的な犯罪の共謀罪が適用されない場合として法務省ウェブサイトに掲載されている上記アの事例を削除する必要があるのではないかとの考えに対する法務大臣の見解
- (3) 法務大臣に侮辱罪の適用事例集の作成及び公開の意思があるか否かの確認

階猛君（立民）

- (1) 誹謗中傷対策として閣法に比べて衆法の方が優れていると衆法提出者が考える理由
- (2) 侮辱罪
- ア 表現の自由を萎縮させない見地から侮辱罪の現行犯逮捕の基準を明確化すべきとの意見に対する国家公安委員会委員長の見解
 - イ 侮辱罪の現行犯逮捕について、具体的かつ客観的な基準を示さなければ、統一された判断がなされないとの指摘に対する国家公安委員会委員長の見解
 - ウ 警察が組織的に対応する場合の侮辱罪の現行犯逮捕についての具体的かつ客観的な基準の必要性
 - エ 政治家や一般人が公衆の面前で「安倍総理は嘘つきだ」と言った場合の現行犯逮捕の可能性の有無
 - オ 上記エの場合に現行犯逮捕があり得ないと国家公安委員会委員長が答弁した理由
 - カ 上記エの場合には、構成要件に該当しているにもかかわらず、現行犯逮捕ができないとする法的根拠
 - キ 上記エの場合には、違法性が阻却されるため、現行犯逮捕されることは絶対でないことの確認
 - ク 侮辱罪の現行犯逮捕についての政府の統一見解を法務委員会に提示すべきとの意見に対する国家公安委員会委員長の見解

藤岡隆雄君（立民）

- (1) 閣僚や国会議員を侮辱した者が現行犯逮捕される可能性の有無についての国家公安委員会委員長の

見解

- (2) 閣僚や国会議員を侮辱する記事を書いた報道関係者が逮捕される可能性の有無についての国家公安委員会委員長の見解
- (3) 閣僚や国会議員を侮辱した者が逮捕される典型的な事例についての国家公安委員会委員長としての見解
- (4) 閣僚や国会議員に対する発言が広く侮辱と解釈される可能性があることが、侮辱罪の法定刑引上げに伴い同罪に係る現行犯逮捕の制限が緩和されることとあいまって、表現の自由を萎縮させるとの懸念に対する国家公安委員会委員長の見解
- (5) 将来において権力が濫用される事態をも想定しつつ法改正の検討を行う必要性についての国家公安委員会委員長の見解
- (6) 表現の自由を萎縮させるとの懸念が示されている本法案を修正する必要性についての法務大臣の見解

前川清成君（維新）

侮辱罪の法定刑引上げ

- ア 表現の自由を萎縮させないための侮辱罪の成否に関する明確なルールの要否についての法務大臣の見解
- イ 法定刑引上げによって規制したい表現行為の射程についての法務大臣の見解
- ウ インターネット以外の場合も侮辱罪の法定刑引上げを行うにもかかわらず、法務省の説明資料において、インターネット上の誹謗中傷が近年社会問題化していることが法定刑引上げの理由とされていることについての法務大臣の見解
- エ インターネット以外の場合での侮辱も法定刑引上げを行わなければならないとする具体的な立法事実についての法務大臣の見解
- オ 法定刑引上げによる表現の自由への規制が過度に広範であるとの考えについての法務大臣の見解
- カ 個人がSNS上に侮辱的表現を投稿した場合の侮辱罪の成否についての国家公安委員会委員長の見解
- キ 侮辱罪の成否を判断するために必要とされる個別の具体的な事情についての国家公安委員会委員長の見解
- ク 個別具体の事案について侮辱罪の成否を法務大臣は答弁しないことの確認
- ケ 侮辱罪の構成要件が明確性を欠き、最高裁判所の判例上憲法に違反するとする懸念に対する法務大臣の見解
- コ 正当な表現行為は侮辱罪に該当しないとする法律上の根拠についての法務大臣の見解
- サ 侮辱罪に該当する可能性がある行為を認知した警察が当該行為の社会的相当性を判断するための基準についての国家公安委員会委員長の見解

鈴木義弘君（国民）

保護司制度

- ア 保護司のなり手確保のための法務省の取組
- イ 現場の保護司の意見を聞いて負担軽減等に取り組む必要性についての法務省の見解
- ウ 保護司を委嘱する基準
- エ 保護司活動を行っていない保護司への対応
- オ 担当する保護観察対象者がいない保護司への対応
- カ 内閣提出法律案における保護司制度の活用方法

本村伸子君（共産）

- (1) 北海道警察によるやじ排除事件
 - ア 同事件における北海道警察の対応の法律上の根拠
 - イ 同事件における北海道警察の対応を違法とした判決を受け止め反省すべきとの意見に対する国家公安委員会委員長の見解
- (2) 侮辱罪
 - ア 侮辱罪で処罰された件数及び事案の分析状況
 - イ 政治家に対する発言等によって侮辱罪で処罰された件数及び事案の分析状況
 - ウ 侮辱罪で処罰された事案の分析の必要性についての法務省の見解
 - エ 法定刑引上げの検討に当たって、侮辱罪による処罰事案を詳細に分析する必要性についての法務省の見解
- (2) 国連被拘禁者処遇最低基準規則（マンデラ・ルールズ）と拘禁刑の関係についての法務大臣の見解